

議案第68号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺 信宏

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 グラウンド施設の利用料金の限度額

区分			金額（1面1時間につき）
芝生グラウンド	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	6,280円
		生徒等及び70歳以上の者	4,400円
	その他の場合		10,470円
人工芝コート	一般		4,190円
	生徒等及び70歳以上の者		2,940円

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「生徒等」に改め、同備考2中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 アリーナ施設の利用料金の限度額

区分			金額（1時間につき）	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
入場料を	アマチュアスポーツ	一般	3,140円	6,280円

徴収する場合	ーツ又はレクリエーションに利用する場合	生徒等及び70歳以上の者	2,200円	4,400円
	その他の場合		15,700円	31,400円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般 生徒等及び70歳以上の者	1,040円 730円	2,080円 1,460円
		その他の場合	5,200円	10,400円

別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「生徒等」に改め、同備考2中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加え、別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 トレーニング施設の利用料金の限度額

区分		金額	
トレーニングルーム	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
クアプール	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
トレーニングルーム及びクアプール共通	一般	1回券	830円
		定期券（1月券）	6,640円
	生徒等及び70歳以上の者	1回券	420円
		定期券（1月券）	3,360円

フィットネスルーム	1時間につき 3,140円
ウェイトリフティング練習場	1時間につき 1,040円
大会議室	1時間につき 3,140円
中会議室	1時間につき 2,090円
小会議室 1	1時間につき 1,040円
小会議室 2	1時間につき 1,040円
小会議室 3	1時間につき 1,040円

別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表備考1中「生徒等」を「生徒等」に改め、同備考2中「一般」を「一般」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に利用料金を支払った回数券又は定期券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して静岡市清水ナショナルトレーニングセンターを利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表第1の規定に基づく静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金の設定は、施行日前においてもこれを行うことができる。